

厚生労働省発能第0913003号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年9月13日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置として、次に掲げる措置を追加するものとする。

一 業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、相談の機会を確保すること。

二 キャリア・コンサルティングを担当する者にその能力の向上に資するための講習等を受けさせること。

三 再就職のための準備として職業能力の開発及び向上を図る労働者に対して再就職準備休暇を付与すること。

四 職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するために勤務時間を短縮すること。

第二 その他

一 この告示は、平成十八年十月一日から適用するものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。